

用語の解説【検察統計年報】

用 語	解 説
刑法犯	「刑法(明治 40 年法律第 45 号)」第 2 編に規定する罪のほか、「爆発物取締罰則(明治 17 年太政官布告第 32 号)」、「決闘罪に関する件(明治 22 年法律第 34 号)」、「印紙犯罪処罰法(明治 42 年法律第 39 号)」、「暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)」、「盗犯等の防止及び処分にに関する法律(昭和 5 年法律第 9 号)」、「航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和 45 年法律第 68 号)」、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和 45 年法律第 142 号)」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和 49 年法律第 87 号)」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和 53 年法律第 48 号)」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号)」に規定する罪を含む。
特別法犯	「刑法犯」以外の刑罰法令に規定する罪で、「道路交通法等違反」の罪を除く。
自動車による過失致死傷	自動車又は原動機付自転車による交通犯罪であって、その罪名が刑法第 211 条に規定する「業務上過失傷害」、「業務上過失致死」、「重過失傷害」、「重過失致死」、「自動車運転過失傷害」又は「自動車運転過失致死」に係るものをいう。
道路交通法等違反	道路交通法(昭和35年法律第105号)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の違反をいう。
通常受理人員	検察官が認知又は直接受理した事件及び司法警察員(特別司法警察員及び国税監察官を含む)から送致(付)された事件の人員をいう。
再起	不起訴若しくは中止の処分にした事件又は公訴棄却若しくは管轄違いの裁判を受けた事件で、同一の罪について再び事件として受理したものをいう。
時効再起事件	「自動車による過失致死傷」又は「道路交通法違反」に係る被疑者を除いた再起に係る被疑者のうち、再起の事由が「時効完成」として不起訴処分にする事件をいう。
少年被疑事件	事件を受理した時の年齢が20歳に満たない被疑者の事件をいう。
未済	統計期間の末日現在において事件の処理が既済とならないものをいう。
初犯者・前科者	初犯者とは、罰金以上の刑に処せられたことがない者をいい、前科者とは、罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
法人	法人のほか、法人でない社団又は財団を含む。

用 語	解 説
外国人被疑事件	外国人が被疑者である事件で、無国籍(いずれの国の国籍も有しないことが明らかな者)の被疑者の事件を含み、国籍不詳(いずれの国の国籍を有するか否か明らかでない者)の被疑者の事件は含まない。
来日外国人	<p>外国人で、次の者以外の者をいう。</p> <p>①出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表2に掲げる「永住者」の在留資格を有する者</p> <p>②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者の在留資格を有する者</p> <p>③アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第1条及び第9条)</p> <p>④在留資格不明者(在留資格を有するか否か明らかでない者)</p>